

Zoom  
ウェビナー  
開催!

## ベトナム北部最大の港湾都市「ハイフォン」 オールジャパンによる複合開発プロジェクト 「ザ・ミナトレジデンス」

2015年7月、不動産事業法・住宅法が一部改正後、外国人による不動産購入の規制が緩和され、これまで多くの外国人が投資目的で不動産購入を行っています。ただし、購入から賃貸運用そして転売までの事例が少ないことから、トラブルに遭われる事例も少なからずございます。本セミナーの第一部・第二部では、主にベトナム・ホーチミンで不動産取引の実務に携わっている

専門家から、不動産投資の現状について実務面と法律面から解説をさせていただきます。第三部では、高騰するホーチミン・ハノイの不動産価格に対して、これからの都市として注目されている第三の都市「ハイフォン」でオール日系(株式会社フジタ・株式会社タカラレーベン)の複合開発プロジェクトとして注目されている「ザ・ミナトレジデンス」について紹介をさせていただきます。

第一部



**N-ASSET**  
VIETNAM COMPANY LIMITED

西村 武将 Takeshi Nishimura  
N-ASSET VIETNAM COMPANY LIMITED CEO

第二部



工藤 拓人 Takuto Kudo  
(日本国弁護士・ベトナム外国弁護士)  
CastGlobal Law Vietnam CEO

第三部



鎌田 達二 Tatsuji Kamata  
MINATO VIETNAM  
Senior Vice General Director

日時

2020年9月5日 土

🕒 午前の部 10:00 / 🕒 午後の部 14:00

定員

各100名

参加費

無料

講演内容

- 第一部  
ベトナム不動産投資概要について  
(購入から転売までの実例紹介)
- 第二部  
ベトナム不動産投資について法制度の解説
- 第三部  
ザ・ミナトレジデンスについて
- 第四部  
講演者による質疑応答・個別相談

お問い合わせ・お申し込みはLINEもしくはメールからお願いいたします。

MAIL: [kaigai.info@leben.co.jp](mailto:kaigai.info@leben.co.jp)

LINE



※個人情報の取り扱いについて 本セミナーにおいて取得した個人情報につきましては、本セミナー開催企業・(株)タカラレーベン、弁護士法人キャスト、(株)エヌアセット及びグループ会社にて本セミナーに関わる業務を行うためにのみ利用致します。